



# 三重県公報

平成29年10月25日(水)

号 外

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

### 人 事 委 規 則

	三重県人事委員会規則12-11（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を改正する規則	（人事委員会）	2
--	--	---------	---

**人事委規則**

三重県人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年十月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則二二一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一号中「保育所」を「保育所等（条例第三条第六号に規定する保育所等をいう。以下同じ。）」に、「保育の実施」を「保育の利用」に改め、「一歳到達日」の下に「（条例第二条第三号ロに規定する一歳到達日をいう。）」を加える。

第二条の三の次に次の一条を加える。

（条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合）

第二条の四 条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合は、当該非常勤職員の養育する子が二歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定の職（条例第二条第三号イ(1)に規定する特定の職をいう。）に引き続き採用されないことが明らかでない場合であつて、次に掲げる場合とする。

- 一 条例第二条の三第三号ロに規定する当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳六箇月到達日（条例第二条第三号イ(2)に規定する一歳六箇月到達日をいう。以下同じ。）後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 二 常態として条例第二条の三第三号ロに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳六箇月到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合
  - イ 死亡した場合
  - ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
  - ハ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなつた場合
  - ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---